

地球温暖化対策に資する市町村アンケート調査
とりまとめ結果

平成 30 年 2 月

公益財団法人北海道環境財団

1 調査概要

【目的】

この調査は、本年6月に北海道が実施した「道内における地球温暖化対策の取組状況調査」の結果を踏まえ、各自治体の温暖化対策や地域エネルギー政策についての今後の取組み内容や考え方を把握し、北海道において今後展開すべき温暖化対策の検討に資することを目的として実施しました。

【調査対象】

北海道内 179 自治体

【調査方法】

調査票を郵送し、電子メールまたは返信用封筒により回収

【調査期間】

平成 29 年 12 月 18 日（調査票発送）～平成 30 年 1 月 12 日（投函締め切り）

【回収数】

140 自治体（回収率 78.2%）

※紙媒体での回答：102 件、電子メールでの回答：38 件

※最終回答日：平成 30 年 1 月 22 日

【実施主体】

本調査は、北海道が法に基づき指定した北海道地球温暖化防止活動推進センター（公益財団法人北海道環境財団）が実施しました。

2 アンケート結果

1) 今後の温暖化対策の取組みについて

1-1) 実施を予定・検討している施策または取り組む必要があると考えている施策

実施を予定・検討している施策、または取り組む必要があると考えている施策として、選択数が最も多かったものは「公共施設、街路灯などへの再エネ、省エネ機器等の導入」で、81%の自治体を選択し、次いで「職員への啓発、自治体事務事業での取組み」が76%でした。他の施策については30%未満で、特に「公共施設の断熱改修等」、「住宅のエコリフォーム補助」等は10%未満でした（表1-1-1）。

10施策の選択肢に対し、各自治体の施策選択数は平均で3施策ですが、自治体により選択数のばらつきが大きく、選択した施策が2以下の自治体が全体の半数を占めています。人口規模別では、1万人未満の自治体においても10施策を選択する自治体がいる一方で、規模の大きな自治体においても選択数が少ない自治体もみられました（図1-1-2、表1-1-2）。

表1-1-1. 予定・検討されている施策または取り組む必要があると考えている施策（複数回答）（n=140）

施策	自治体数	割合
公共施設、街路灯などへの再エネ、省エネ機器等の導入	114	81%
職員への啓発、自治体事務事業での取組み	106	76%
再エネ、省エネ機器等の導入補助	40	29%
家庭、事業所への啓発	36	26%
運輸部門における取組み【自治体事務事業】	36	26%
計画等の策定、改訂（温暖化対策実行計画以外の計画を含む）	34	24%
運輸部門における取組み【家庭、事業所対象】	26	19%
調査、研究事業（省エネ・再エネ等）	14	10%
住宅のエコリフォーム補助	12	9%
公共施設の断熱改修等	6	4%
その他（実施中のものはあるが新たな取組み予定はない）	1	1%
選択なし	7	5%

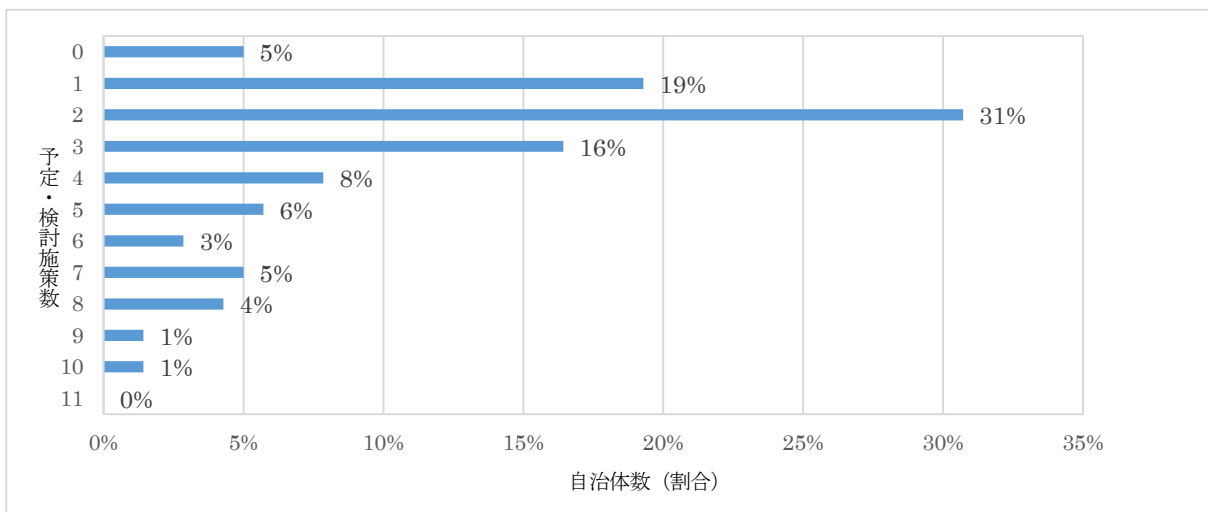


図1-1-2. 自治体あたりの予定・検討施策数（n=140）

表 1-1-2.自治体の人口規模別でみた予定・検討施策数 (n=140)

人口規模	自治体数	施策選択数			
		平均値	最小値	最大値	標準偏差
1万人未満	93	2.6	0	10	1.9
3万人未満	27	2.8	0	6	1.5
10万人未満	11	4.2	0	8	3.2
10万人以上	9	6.9	2	10	2.9
全体	140	3.0	0	10	2.3

家庭や事業所を対象とする施策を予定・検討していると回答した自治体は全体の38%でした(図 1-1-3)。

家庭や事業所を対象とする施策の中で最も多かったものは「再エネ・省エネ機器等導入補助」で、該当する53自治体の76%が選択し、次いで多かったものは「家庭・事業所への啓発」68%、「運輸部門における取組み」50%となっています(図 1-1-4)。

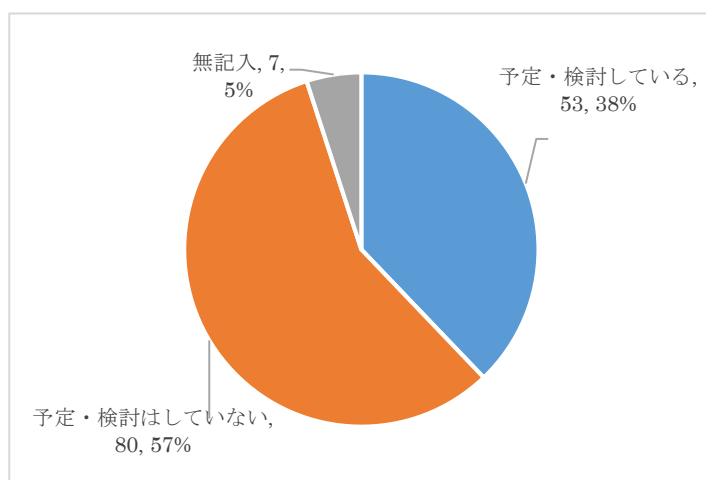


図 1-1-3.家庭・事業所を対象とした施策を予定・検討している自治体※1 (n=140)

※1) 「再エネ・省エネ機器等導入補助」、「住宅のエコリフォーム補助」、「家庭・事業所への啓発」、「運輸部門における取組み」のいずれかを選択した自治体。

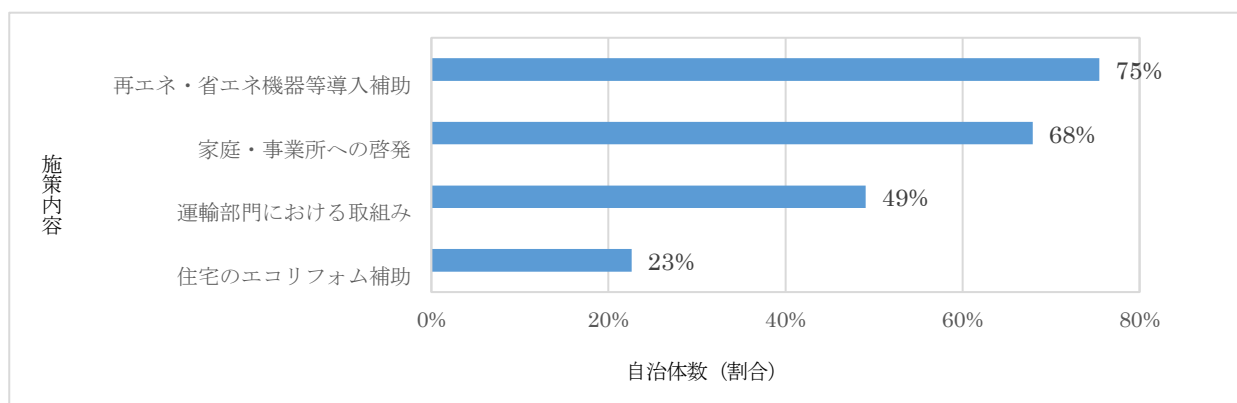


図 1-1-4.家庭・事業所を対象とした施策を予定・検討している自治体の施策内容 (複数回答) (n=53)

1-2) より効果的な施策の推進や実現のために必要と考えられる支援内容

支援を必要とする施策として最も多くの自治体が挙げたものは「公共施設、街路灯などへの再エネ、省エネ機器等の導入」で30%の自治体が記入し、次いで多かったものは「再エネ、省エネ機器等の導入補助」、「職員への啓発、自治体事務事業での取組み」で10%となっています。また、記入なしの自治体が56%を占めました(表1-2-1)。

施策毎に、該当施策を予定・検討しているとした自治体数(P2、表1-1-1)に対する支援を必要とした自治体の割合(以下、支援ニーズ)をみると、支援ニーズが最も多かった施策は「公共施設、街路灯などへの再エネ、省エネ機器等の導入」で37%、次いで多いものは「再エネ、省エネ機器等の導入補助」35%、「公共施設の断熱改修等」33%となっており、いずれもハード整備を主とする施策となっています。(図1-2-1)。

表1-2-1.自治体が支援を必要とする施策(複数選択)(n=140)

施策	自治体数	割合
公共施設、街路灯などへの再エネ、省エネ機器等の導入	42	30%
再エネ、省エネ機器等の導入補助	14	10%
職員への啓発、自治体事務事業での取組み	14	10%
家庭、事業所への啓発	7	5%
計画等の策定、改訂(温暖化対策実行計画以外の計画を含む)	5	4%
運輸部門における取組み【自治体事務事業】	3	2%
調査、研究事業(省エネ・再エネ等)	3	2%
公共施設の断熱改修等	2	1%
住宅のエコリフォーム補助	2	1%
運輸部門における取組み【家庭、事業所対象】	2	1%
記入なし	79	56%

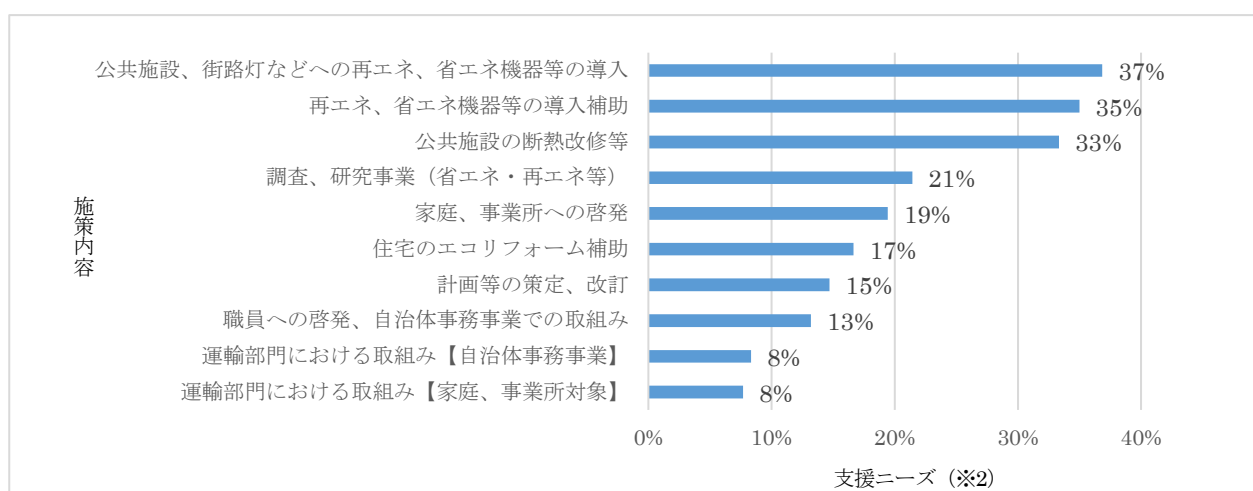


図1-2-1.該当施策を予定・検討している自治体数に対する支援を必要とした自治体の割合(複数選択)(n=133※1)

※1) 予定・検討している施策の選択がなかった7自治体を除いた133自治体の回答を元に集計。

※2) 支援ニーズ: 各施策の支援を必要とする自治体数 / 各施策を予定・検討している自治体数 (P2: 表1-1-1 参照)

必要とする支援として最も多くの自治体が挙げたものは「補助事業等の情報提供」で、該当する 61 自治体の 77%が記入し、次いで多かったものは「外部予算獲得に係る助言」41%、「専門的な情報の提供」39%となっています（表 1-2-2）（具体的な支援要望は、資料編_資料 1 参照）。

施策毎に必要な支援をみると、「外部予算獲得に係る助言」は職員への啓発、自治体事務事業での取り組みを除いて、いずれの施策についても多くの自治体が挙げているほか、施策毎に以下の傾向がみられました（※）（表 1-2-3）。

- ・職員への啓発、自治体事務事業での取り組み：「他自治体担当者間での情報交流」、「専門的な人材の育成」の選択が多い
- ・家庭、事業所への啓発：「住民、事業者の理解・協力の獲得に向けた各種支援」の選択が多い。
- ・調査、研究事業：「専門的な情報の提供」、「事業の効果測定」の選択が多い。
- ・計画等の策定、改定：「専門的な情報の提供」、「他自治体担当者間での情報交流」、「専門家からの助言」、「事業の効果測定」の選択が多い。

※）記入自治体数が 3 以上の施策について、施策毎に、多くの自治体が記入した支援内容を記載。

表 1-2-2.必要とする支援の内訳（複数選択）（n=61）

必要とする支援	自治体数	割合
補助事業等の情報提供	47	77%
外部予算獲得に係る助言	25	41%
専門的な情報の提供	24	39%
専門家からの助言	17	28%
住民、事業者の理解・協力の獲得に向けた各種支援	17	28%
事業の効果測定	17	28%
専門的な人材の育成	15	25%
他自治体担当者間での情報交流	13	21%
その他	3	5%
記入無し（支援の必要なしの記載含む）	2	3%

表 1-2-3.施策毎に必要な支援の内訳（施策毎の記入割合※1）（複数選択）（n=59※2）

支援内容 施策	専門的な 情報の提 供	補助事業 等の情報 提供	他自治体 担当者間 での情報 交流	専門家か らの助言	外部予算 獲得に係 る助言	専門的な 人材の育 成	住民等の 理解獲得 に向けた 各種支援	事業の効 果測定	その他	支援を必 要とする 自治体数
公共施設、街路灯などへの再エネ機器等の導入	21%	71%	5%	19%	33%	10%	14%	21%	7%	42
再エネ、省エネ機器等の導入補助	36%	43%	14%	14%	36%	7%	21%	7%	0%	14
職員への啓発、自治体事務事業での取組	21%	0%	36%	29%	0%	43%	7%	14%	0%	14
家庭、事業所への啓発	0%	43%	14%	14%	29%	29%	71%	14%	0%	7
計画等の策定、改訂	80%	60%	40%	60%	0%	20%	0%	40%	0%	5
運輸部門における取組【自治体事務事業】	0%	100%	0%	0%	100%	0%	0%	0%	0%	3
調査、研究事業（省エネ・再エネ等）	67%	33%	0%	0%	0%	33%	0%	33%	0%	3
公共施設の断熱改修等	50%	50%	0%	50%	0%	0%	0%	50%	0%	2
住宅エコリフォーム補助	0%	0%	0%	0%	50%	0%	50%	0%	0%	2
運輸部門における取組【家庭、事業所対象】	0%	50%	50%	0%	50%	0%	100%	50%	0%	2

※1）施策毎の記入割合：各施策において各支援内容を選択した自治体数 / 各施策の支援を必要とする自治体数

※2）施策への支援が必要と記入した 61 自治体から、具体的な支援の記入がなかった 2 自治体を除いた 59 自治体の回答を元に集計。

1-3) 施策を推進する上で新たに策定や改定を予定している計画等の有無

今後、実施を予定・検討している施策の推進にあたって、新たに策定または改定を予定している計画があると回答した自治体は全体の21%でした(図1-3-1)。

新たに策定または改訂を予定している計画として、温暖化対策実行計画を挙げている自治体が該当30自治体の87%を占めました。うち15自治体については事務事業編、区域施策編の記載があり、事務事業編の改定14自治体、策定1自治体、区域施策編の改定2自治体、策定1自治体でした(図1-3-2)。

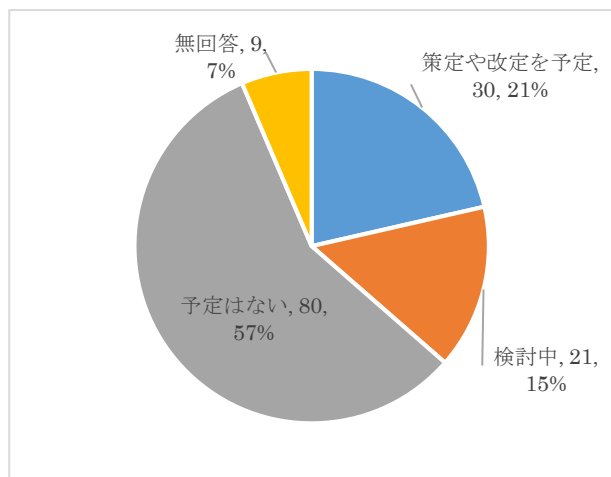


図1-3-1.計画、ビジョン等の策定・改定予定の有無 (n=140)

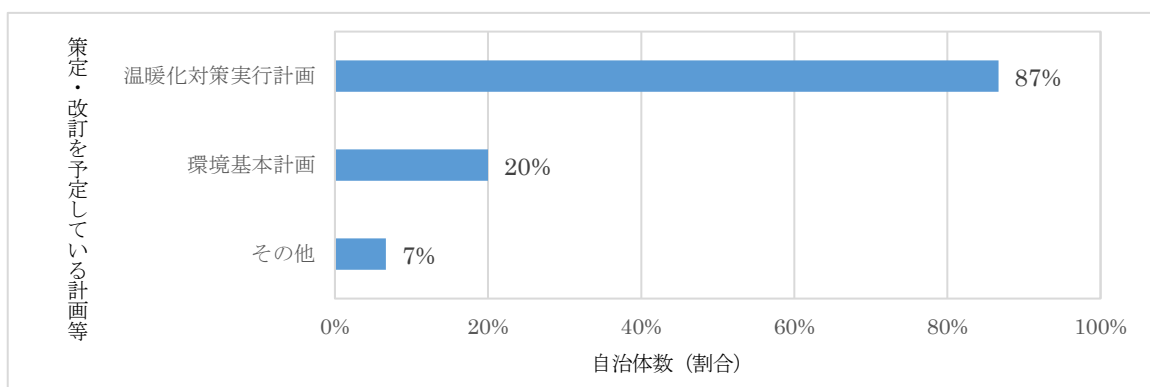


図1-3-2.策定・改定を予定している計画・ビジョン等の内訳(複数選択)(n=30)

2 温暖化施策と連動した地域の課題への取組みについて

温暖化対策として実施している事業であって、地域の課題解決にも寄与する目的から実施している施策に取り組んでいると回答した自治体は全体の19%、取り組む予定と回答した自治体は4%でした（図2-1）。

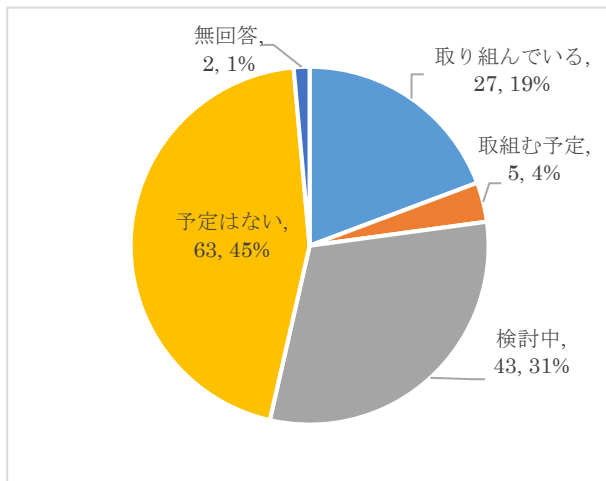


図2-1.該当施策の有無（n=140）

該当する施策として、最も多くの自治体が挙げたものは「木質バイオマス利用促進（設備導入等）」で、該当する33自治体の39%が記入し、次いで多かったものは「木質バイオマス利用促進（設置等補助）」、「太陽光発電設置等補助」で、いずれも16%となっています。この他、全体として再生可能エネルギー利用促進に係る施策が多く挙げられ、酪農系バイオマス利用促進6%、風力、雪氷冷熱、地熱等が各3%で、該当する33自治体の76%が再生可能エネルギー利用促進に係る施策を挙げています。その他の施策としては、「省エネ・再エネ機器の導入補助」6%、「防犯灯・街路灯のLED化」9%、「人材育成」、「地元商店街との連携」各3%となっています（図2-2）（具体的な施策内容については、資料編_資料2参照）。

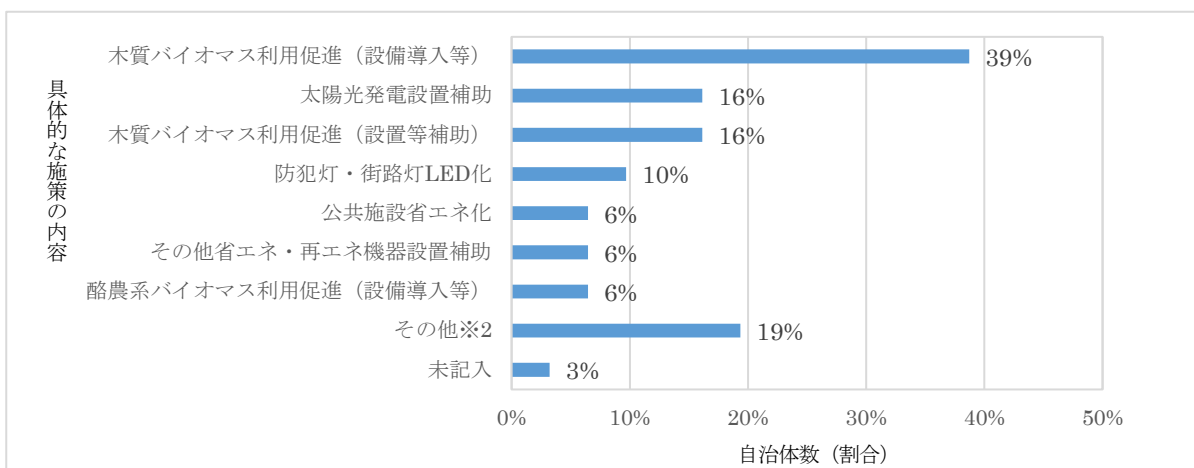


図2-2.具体的な施策の内容（複数回答）（n=33※1）

※1) 取り組んでいると回答した27自治体、取り組む予定と回答した5自治体、検討中と回答したものの具体的な施策の記入があった1自治体の回答データを元に集計。

※2) その他：記入自治体数が1自治体の施策を「その他」に区分。内訳：風力発電施設の設置・誘致、雪氷冷熱利用促進、市民による太陽光発電の削減効量のクレジット化し施策実施に活用、地域新電力会社（水力）の設立検討、省エネを推進する技術者の育成、地元商店街等との連携による施策参加によるインセンティブ付与等

解決に寄与する地域課題として、最も多くの自治体が挙げたものは「地域への経済効果」で、該当する33自治体の64%が記入し、次いで多かったものは「エネルギー自給率の向上」58%、「雇用の創出」39%となっており、いずれも該当施策として再生可能エネルギーの利用促進が多くの割合を占めています（図2-3）。

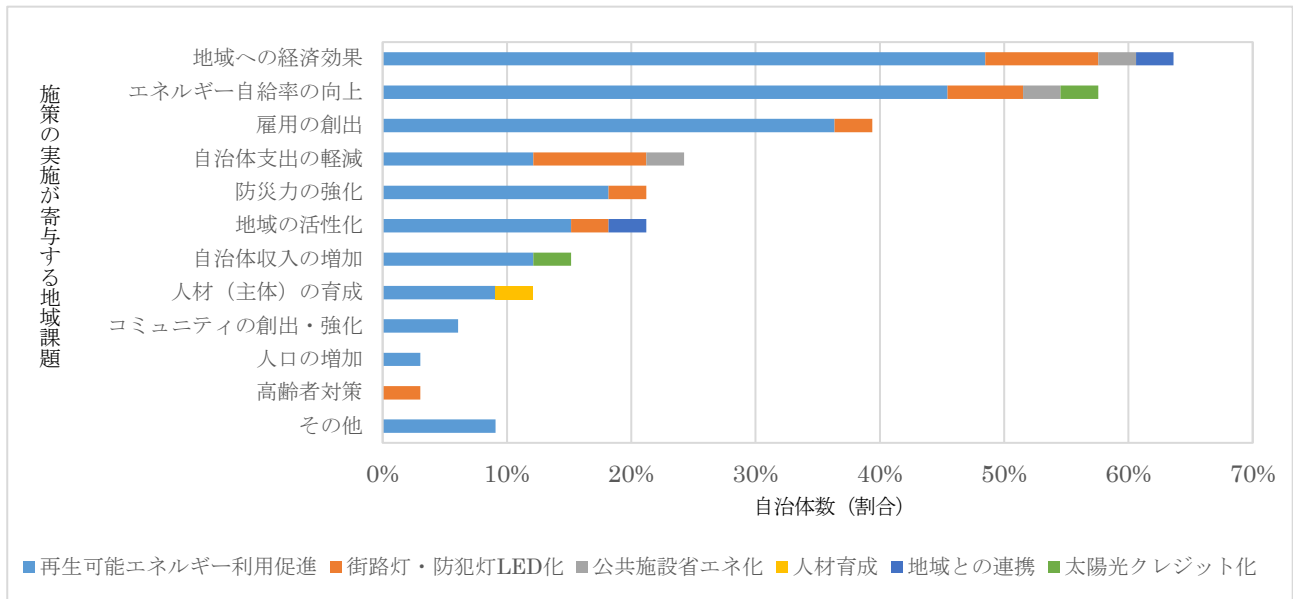


図2-3. 地域課題毎の該当する施策の内訳 (複数選択) (n=33※1)

※1) 取り組んでいると回答した27自治体、取り組む予定と回答した5自治体、検討中と回答したものの具体的な施策の記入があった1自治体の回答データを元に集計。

各施策が解決に寄与する地域課題の内訳をみると、再生可能エネルギーに係る施策および施設や街路灯の省エネ化に係る施策では、「地域への経済効果」や「エネルギー自給率の向上」が多くの割合を占めているほか、「自治体収入の増加」、「自治体支出の軽減」等、経済的なメリットを挙げる自治体も多くなっています。また、再生可能エネルギー利用促進および街路灯・防犯灯省エネ化の施策については、上記のほか、「雇用の創出」および「防災力の強化」についても一定の割合を占めています（図2-4）。

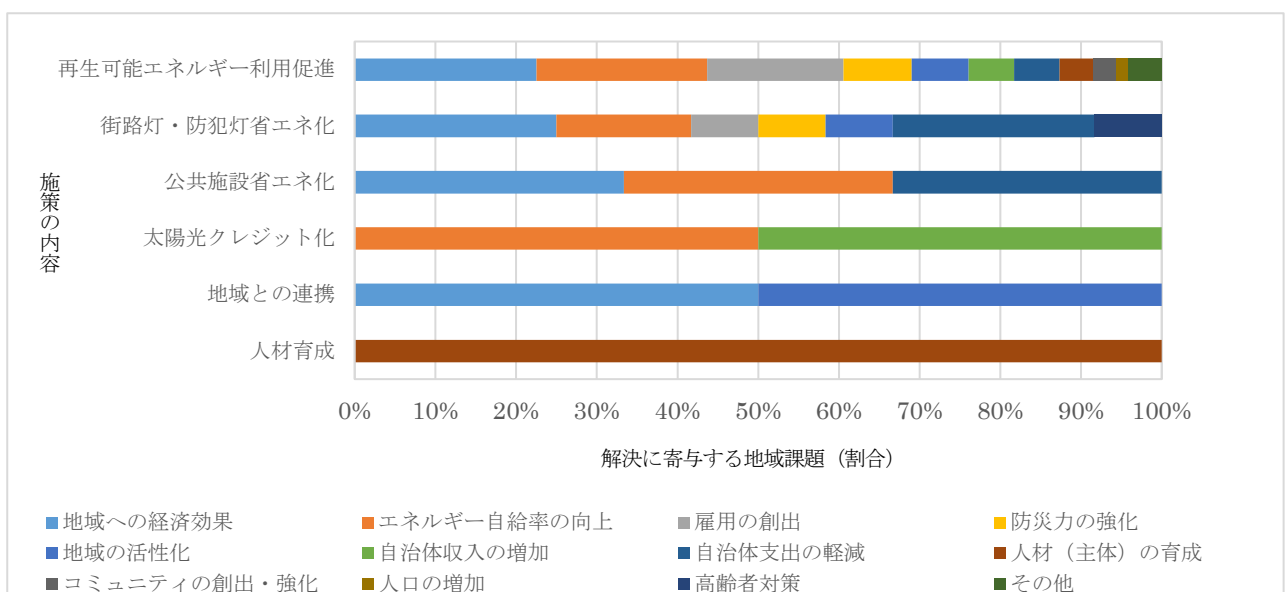


図2-4. 各施策が解決に寄与する地域課題の内訳 (複数選択) (n=33)

3 地域住民、事業者等との連携・協働について

3-1) 地域住民等が温暖化対策の推進に参画する仕組みの有無

地域住民等が温暖化対策の推進に参画する仕組みを有していると回答した自治体は全体の21%で、導入予定と回答した自治体は1%でした(図3-1)。

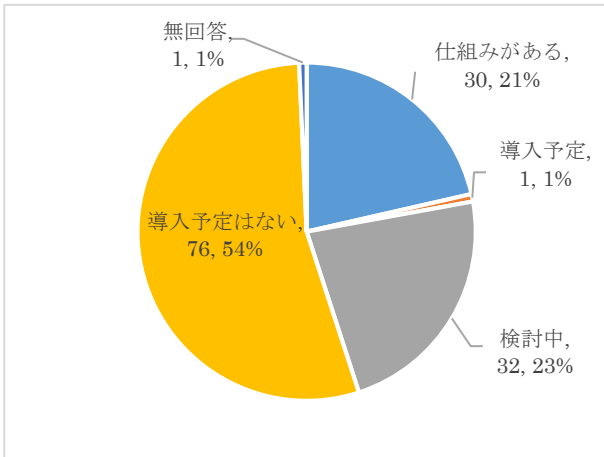


図3-1.住民参加の仕組みの有無 (n=140)

参画の仕組みとして最も多くの自治体が挙げたものは「推進委員会等の設置」で、該当する31自治体(※)の61%が選択し、次いで多かったものは「広報・情報提供の機会の仕組み」39%、「協働事業の実施」29%となっています。また、「政策立案から評価、改善にいたるまで、市民や事業者が参加する仕組み」を選択した自治体は1自治体でした(表3-1-1)。

※仕組みがあると回答した30自治体および導入予定と回答した1自治体の回答データを元に集計。

表3-1-1.住民参画の仕組み回答内訳(複数選択)(n=31)

支援内容	自治体数	割合
市民や事業者が参画する推進委員会等の設置	19	61%
市民や事業者に対する、広報・情報提供の機会の仕組み	12	39%
市民や事業者と協働事業の実施	9	29%
市民や事業者と対話する機会の仕組み	5	16%
政策立案から評価、改善にいたるまで、市民や事業者が参加する仕組み	1	3%
その他(自主的な環境配慮取組みを行う事業所を登録する制度の運用)	1	3%

3-2) 近隣自治体と連携した温暖化対策の取組みの有無

近隣自治体と連携した温暖化対策に取り組んでいると回答した自治体は全体の6%でした（図3-2）。

取組み内容は表3-2のとおりですが、「COOL CHOICEの普及啓発事業」、「既存の枠組みを活用した自治体職員によるノーカーデーの実施」については、いずれも同一の取組みについて挙げられたものでした。

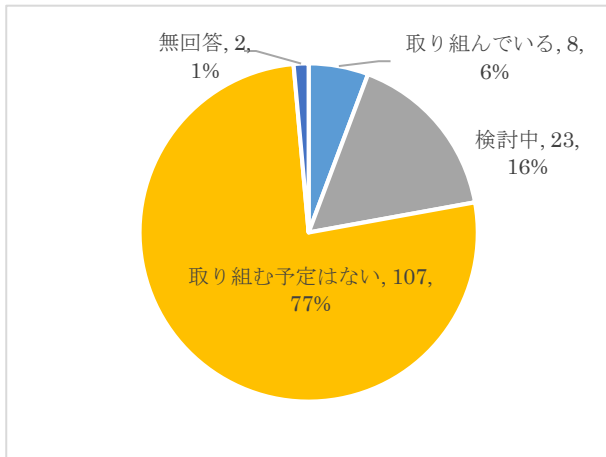


図3-2.近隣自治体と連携した取組みの有無（n=140）

表3-2.取組みの概要（複数回答）（n=8）

支援内容	自治体数
ノーカーデーの実施	2
COOL CHOICEの普及啓発事業の実施	3
環境関連イベントの実施	2
公共施設での展示	1
バイオガス発電の実施	1
廃棄物リサイクルの実施	2

4 温暖化に対する適応策の取組みについて

適応策に取り組んでいると回答した自治体は全体の23%でした（図4-1）。

取組み内容として、「災害ハザードマップの整備」を全ての自治体が挙げており、次いで多かったものは「関連計画の策定、改訂」で、該当する34自治体（※）の53%となっています。また、「治水、利水施設等の整備」15%、「建物等の改修」3%など、ハード整備を含む取組みを進めている自治体もみられました（図4-2）。

※取り組んでいると回答した33自治体および取り組む予定と回答した1自治体の回答データを元に集計。

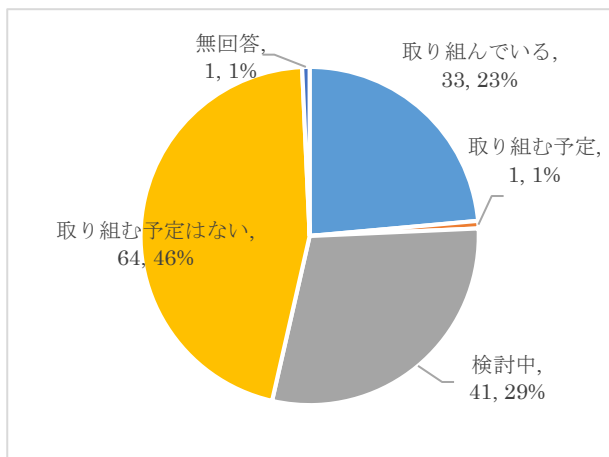


図4-1.適応策の取組みの有無（n=140）

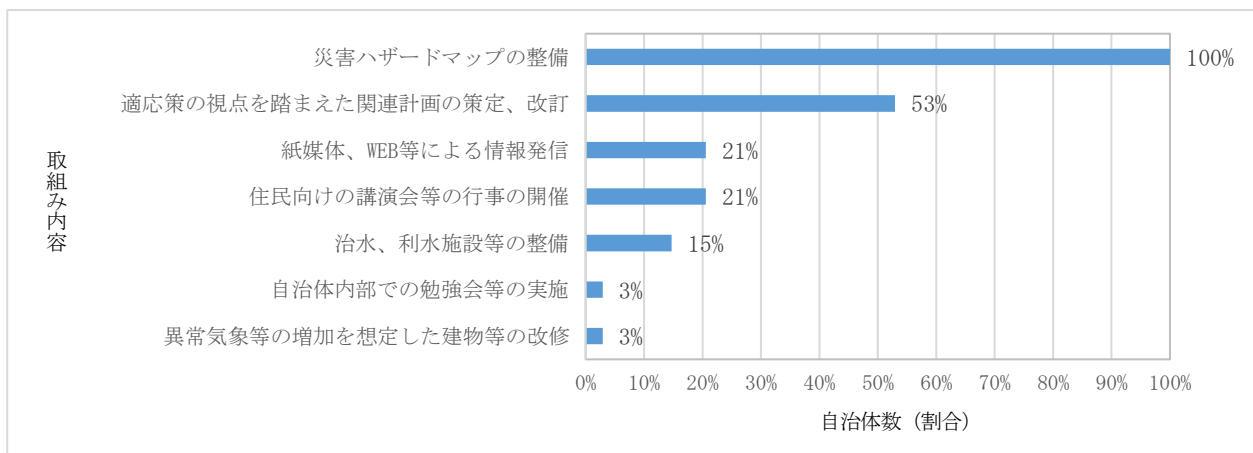


図4-2.適応策の取組みの内訳（複数回答）（n=34）

5 地球温暖化防止活動推進員制度等の活用について

地球温暖化防止活動推進員制度（以下、推進員）を活用したことがあると回答した自治体は全体の9%で、制度を知らなかったと回答した自治体が57%を占めました（図5-1）。

地球温暖化防止コミュニケーター制度（以下、コミュニケーター）については、制度を活用したことがあると回答した自治体は1自治体で、制度を知らなかったと回答した自治体が71%を占めました（図5-2）。

推進員またはコミュニケーターのいずれかについて制度を知っていたが活用したことがないと回答した自治体では「機会がなかった」ことを理由として挙げた自治体が最も多く、該当43自治体の49%でした（図5-3）。

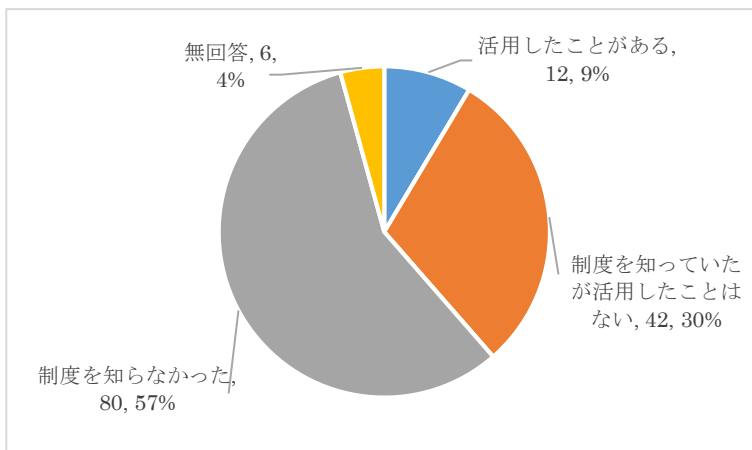


図5-1. 地球温暖化防止活動推進員制度活用の有無（n=140）

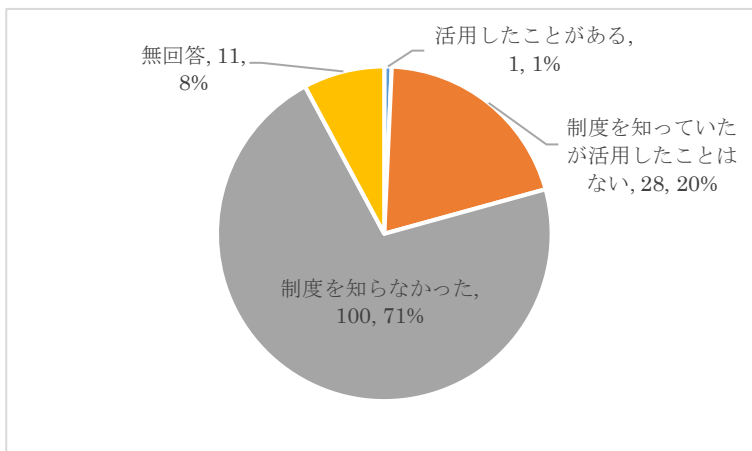


図5-2. 地球温暖化防止コミュニケーター制度活用の有無（n=140）

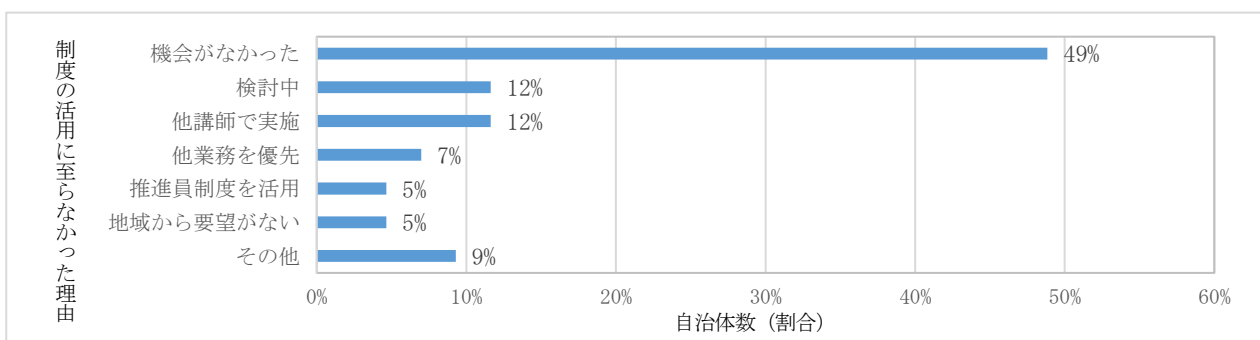


図5-3. 制度を知っていたが活用に至らなかった理由（複数回答）（n=43）

※その他：各課で活用しているか把握が困難、必要性がない、予算がない、理由なし

6 情報交流の仕組みについて

メーリングリスト等により担当者レベルでの情報交換を行う仕組みを構築した際に参加を希望すると回答した自治体は全体の16%、内容により判断したいと回答した自治体が70%でした（図6）。

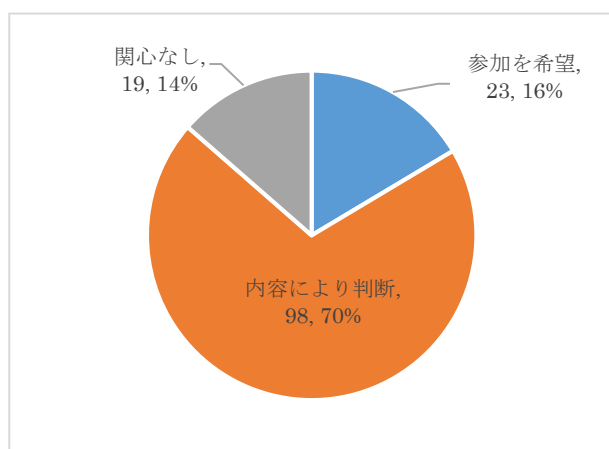


図6. 担当者レベルでの情報交流の仕組み（メーリングリスト等）への関心（n=140）

3 まとめ

1) アンケート結果からみる温暖化対策推進に向けた課題

1-1) 温暖化対策実行計画の策定または改訂についての自治体の意向

計画の策定または改訂を要する自治体（※1）のうち78の自治体がアンケートに回答しました。これらの自治体について、計画の策定・改訂に関する設問に対する回答は以下のとおりでした（※2）。

- ・このうちの24%は、計画の策定または改訂を予定している（6p）と回答し、13%は、計画の策定または改訂を検討中（6p）と回答しています。
- ・また、23%は、実施を予定・検討している施策、または、取り組む必要があると考えている施策（2p）として、計画の策定・改訂を選択しています。
- ・なお、取り組む必要があると考えている施策（2p）として計画の策定・改訂を選択する一方で、策定または改訂の予定はない（6p）と回答した自治体は5%でした。
- ・一方、取り組む必要があると考えている施策（2p）として計画の策定・改訂が選択されず、策定・改訂の予定はない（6p）と回答した自治体が58%でした。
- ・また、94%の自治体は、計画等の策定・改訂に係る支援（4p）について記入がありませんでした。

※1) 道内自治体における温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定および改訂の必要性について

温暖化対策実行計画（事務事業編）は全ての自治体に策定が義務付けられています。

- ・151自治体が策定し28自治体（16%）が未策定（平成29年3月末時点）。※I
- ・計画期間終了後に改訂をしていない自治体（※II）は78自治体（44%）（平成29年3月末時点）。

※I) 『北海道地球温暖化対策推進計画』に基づく平成28年度の施策等の実施状況に係る道の点検結果報告書（発行：平成29年10月 北海道環境生活部環境局低炭素社会推進室発行）掲載データを元に、北海道環境財団において集計。

※II) 計画期間終了から1年経過し改訂されていない自治体を集計。

※2) アンケート回答を元に再集計した結果を記載。

1-2) 地域（家庭・事業所等）に向けた温暖化対策の推進

実施を予定・検討している、または取り組む必要があると考えている施策は、以下のとおりでした（※3）。

- ・施策の選択肢のうち、3以上の施策を予定・検討していると回答した自治体は45%（2p）でした。
- ・これらの自治体では多様な施策を予定・検討しており、以下の施策の割合が多くなっていました。

公共施設・街路灯などへの再エネ・省エネ機器等の導入	100%
職員への啓発・自治体事務事業での取り組み	97%
家庭・事業所を対象とした施策	76%

- ・施策数には、15万人以上の自治体を除き（※4）、人口規模による違いは認められませんでした（p3）。
- ・一方で、予定・検討している施策が2以下の自治体が55%でした。
- ・これらの自治体の大半は、公共施設・街路灯などへの再エネ・省エネ機器等の導入（66%）、職員への啓発・自治体事務事業での取り組み（58%）を予定・検討している施策としており、家庭・事業所を対象とした施策については6%でした。

※3) アンケート回答を元に再集計した結果を記載。

※4) 人口15万人以上の6自治体については、3以上の施策を予定・検討していました。

1-3) 地球温暖化対策の多面的な意義の理解・取り組みの促進

国の動きに連動した以下の設問を設けました。

- ▶ 「温暖化対策実行計画（区域施策編）策定マニュアル（平成 29 年 3 月改訂）」において、地域における温暖化対策の推進に重要とされる「コベネフィットの追求」、「戦略的なパートナーシップ」に係る取り組み。
- ▶ 「気候変動の影響への適応計画（平成 27 年 11 月 27 日閣議決定）」の視点から行われている取り組み。

これらに対する回答は以下のとおりでした。

- ・温暖化対策と併せて地域の課題解決に取り組む重要性を謳った「コベネフィットの追求」に該当する施策に取り組んでいる、または取り組む意向があると回答した自治体は 23%でした（7p）
- ・このうちの 76%は、再生可能エネルギーの利用促進を該当施策として挙げ、エネルギー自給率の向上、地域への経済効果、雇用の創出等、多様な地域課題の解決に寄与すると回答しています。
- ・関係部局を含む全庁的な取り組みとして庁外のステークホルダーの参画・協働の必要性・戦略的な連携の重要性を謳った「戦略的なパートナーシップ」に関連して、住民参加の仕組みがある、導入予定と回答した自治体は全体の 22%でした（9p）。
- ・このうちの 61%は、市民や事業者が参画する推進委員会等を設置していると回答しています。
- ・適応策に取り組んでいる、または取り組む意向があると回答した自治体は 24%でした（11p）。
- ・これらの全ての自治体が災害ハザードマップの整備を、約半数が関連計画の策定・改訂を挙げています。
- ・一方で、いずれの設問についても約半数の自治体が「取り組む予定はない」と回答しました。

1-4) ニーズの顕在化

施策の実現や、より効果的な施策の推進のために必要と考えられる支援内容は、以下のとおりでした。

- ・ハード整備を主とする施策については、外部予算獲得に係る情報提供や助言に対する支援ニーズが多くなっていたほか（5p）、施策毎に必要な支援に違いが見られました。
- ・回答自治体数は少ないものの、専門家からの助言、住民・事業者の理解・協力の獲得に向けた各種支援、専門的な人材の育成等、多くの自治体が有する課題を反映するニーズも顕在化していました。
- ・他自治体担当者間での情報交流に対するニーズもみられ（5p）、メーリングリスト等の仕組みに対して、16%が参加を希望し、70%が内容により判断すると回答していました（13p）。
- ・一方で、約半数の自治体は「必要と考える支援」への回答はなく、各施策の実施を予定・検討している自治体数に対して該当する施策への支援が必要と回答した自治体の割合（支援ニーズ）は、ハード整備を主とする施策については平均 35%、その他の施策については平均 14%でした（4p）。

2) まとめ～温暖化対策の推進に向けて

道内自治体における地球温暖化対策の取り組み、多面的な意義の認知やこれらの視点を持った取り組みは一部の自治体で行われているものの、現状では十分なものとは言えません。顕在化してきた温暖化による様々な影響や地域が保有する多様な課題を捉え、地域の未来を考える上で、温暖化対策の多面的な意義の認知・理解の促進、普及に向けた取り組みの重要性が益々増してくるものと考えられます。自治体が保有する共通の課題と差異を意識しながら、顕在化したニーズに応じて、メーリングリストや会合等を通じて施策に応じた情報提供を充実させていくとともに、ノウハウ獲得や人材育成に資する密度の濃い支援方策も同時に検討していく必要があります。また、これらの機会を通じて潜在的なニーズを引き出し、支援を行っていくことが、一歩進んだ地域での温暖化対策の推進を図る上では重要と考えられます。

資料編

資料 1) 各施策に対する具体的な支援要望 (自由記述の内容)

1 公共施設、街路灯などへの再エネ、省エネ機器等の導入

わかりやすい情報の提供
LED 化に伴う補助金制度の情報
国庫補助事業などの財源の情報
現在の支援内容の更なる拡充 (補助率、補助採択要件)
再エネ・省エネ機器等の導入に係る補助事業の情報提供を充実してほしい。(環境部局だけでなく、管財部局・営繕部局・財政部局に対しても)
街路灯等に対する補助事業の情報提供
公共施設、街路灯などへの再エネ、省エネ機器等の導入における補助事業等の情報提供
国あるいは北海道の補助事業の情報提供
地域における低コストで高効率な再エネ設備導入に係る助言
国や道からの補助があると、より効果的に実施することができる。
事業のノウハウを蓄積するため、専門的な人材が必要である。専門的な人材を 3 年など中期的に育成できる支援が必要。
再エネ機器の適切な導入を実現するために、国で法令等の整備を進めてほしい。
現行人員では都度測定することが困難であるため、積算日数を要しない積算方法の提供。
省エネ機器等の導入補助
国の補助金の対象条件等の緩和
中立的な立場で専門的な情報 (再エネ、省エネの最新機械や技術等) を提供いただける組織からの支援
国庫補助金等活用できる制度の情報はもちろん、どのような施設への導入が効果的なのか、温暖化対策実行計画等との整合性を図れるよう情報が得ることができればと考えている。
機器導入の際の、外部予算獲得と、専門家による適切な助言
省エネ機器等の導入など多額予算が必要なため補助制度の充実が導入促進に必要である。
専門的な知識や情報の共有化、町民の理解と協力
公共施設への再エネ導入について、自治体の財政的負担が大きいことにより、取組みが進んでいない現状にある。このため、補助メニューについての情報収集など、活用できる財源があれば、担当者としては事業提案しやすい。
国からの財政支援
補助金や交付金の詳細情報の提供、専門的知識習得のための研修会等の実施
国・道からのさらなる補助事業の拡充 (採用できるメニューが少ない、補助額・率が小さい・少ない)
省エネ診断等

2 再エネ、省エネ機器等の導入補助

具体的な機器等の説明
太陽光発電システム普及率向上の判断材料とするため電力等エネルギー事業者からの、地域における契約世帯数の情報支援。
家庭向け再エネ、省エネ機器等の導入補助について、どのようなメニューが効果的か、情報提供をしてほしい。
補助制度の解説
国庫補助金等活用できる制度の情報を得ることができればと考えている。
補助事業推進のための外部予算や、他自治体の補助金事業に係る情報

国や道からの補助があると、より効果的に実施することができる。
市が行った助成（補助）に対する財政支援
補助事業を活用してもらうための普及推進方法
カーシェアリングなどシェアリングエコノミーについても CO2 削減に寄与することからシステムの導入についての支援

3 公共施設の断熱改修等

他自治体の導入事例（費用、効果など）及び活用可能な補助金に関する情報提供

4 住宅のエコリフォーム補助

市が行った助成（補助）に対する財政支援
町民や事業者の理解を得るためには、体験してもらう必要があるため、都市圏やお試し移住などに使えるモデルルーム建築などの支援。

5 職員への啓発、自治体事務事業での取り組み

事務事業の取り組みを充実させるためには、他自治体の取り組みを知ることが効果的であることから、情報交流が可能な場を設けてほしい。（振興局ブロック別を実施して、気軽に参加できるように）
他自治体の取り組み内容の情報提供
節電、ノー残業デイ、ウォームビズは取り組んでいない（または不十分である）ため、実施することで相当な効果が期待できる。
職員の理解や協力
クールビズ・節電等、身近に出来ることから継続的に推進している状況であり、現状、支援の必要はない。

6 家庭、事業所への啓発

他市町村の動向、環境省の方針など
普及啓発事業に係る補助事業の情報提供や、事業対象者への理解促進、啓発効果測定の支援
イベント・キャンペーン等実施の情報交流
再エネに関心をもってもらうための普及啓発方法

8 運輸部門における取り組み

広域的施策の実施に向け、目標設定、効果測定等の支援が必要。

9 調査、研究事業

地熱の有効活用を調査中のため補助希望

10 計画等の策定、改定

実行計画見直しのための専門的な情報提供。実行計画策定のため、策定後に実施する補助事業等の内容の情報提供等。
活用できる補助制度がないか。どの様に計画を策定し、事業を進めていくべきか情報を得たいと考えている。

資料2) 温暖化対策として実施している事業であって、地域の課題解決にも寄与する目的から実施している施策の概要

木質バイオマス利用促進（設備導入等）

薪ストーブの導入による森林資源の利用促・地域への経済効果の創出・エネルギー自給率の向上など木質チップとして有効に活用している。
小学校の改築事業に伴い、校舎の暖房設備として木質バイオマスボイラーを導入し二酸化炭素の排出量を削減するとともに、地元産の木材の供給先とすることで森林資源の利用促進を図る。
本村の温泉施設で、木質チップを使用するバイオマスボイラーを使用しています。
建替え予定である役場庁舎の複合化と周辺施設の整備に伴う木質バイオマス等の再エネシステムの構築 庁舎等施設のボイラーを木質チップで稼働する
障害者福祉施設において、しいたけ栽培に用いるオガを石狩の木を中心としてつくり、そのオガを圧縮成型した菌床でしいたけ栽培を行う。3度ほど収穫が終わり、しいたけが生えなくなった廃菌床を乾燥、粉碎し、そこから廃菌床ペレットを生成。そして、このペレットを公共施設のペレットボイラーで燃焼することにより製造される燃焼灰を肥料として活用する。
森林整備などによって生じる林地残材などの未利用材を木質チップにし、公共施設を中心に導入している木質バイオマスボイラーに供給することによって、安全安心かつ環境に配慮したエネルギーを利用している。さらに、域内循環型の経済となることで産業の活性化と雇用が創出される。
従来重油ボイラーで行っていた施設の暖房、給湯及び温泉加温を木質バイオマスボイラーに代替えし、省エネルギー・省CO2化を図るとともに、市の面積の約88%が山林という地域特性から、豊富な資源として存在する林地残材等を活用することで産業の活性化や雇用の創出を図る。
出力1995kw、H29.6月着工、H30.1月試運転予定
町内事業者の出資による協同組合によって、地産原料の木質ペレットを製造すると共に、公共施設へのペレットボイラー導入などエネルギーの地消を率先して実施することによりコベネフィットを追求している。
本町の豊かな森林から発生する木材の有効利用のため、町内の木材の関連施設等における再生可能エネルギーの普及を検討し、林業振興と雇用の創出を図る。

酪農系バイオマス利用促進（設備導入等）

乳牛糞尿処理システムの導入により、糞尿処理の課題解決を図り、エネルギーや消化液の利活用によって農家の経営向上に繋げる。
家畜排泄物を適正に処理するためにバイオガスプラントを建設する。

省エネ・再エネ機器設備導入等補助

ペレットストーブの購入補助、燃料購入補助
市内に自ら居住する住宅に住宅用省エネルギーシステムを設置する市民に対し、補助金を交付することにより対象システムの普及促進を図り、地球温暖化防止に向けた環境負荷の少ないまちづくりに寄与することを目的とします。
木質ペレットの利用拡大と普及を目的に、木質ペレットストーブ等の購入及び設置に要する費用の一部を補助（補助対象経費の2分の1以内で、ストーブは20万円、ボイラーは100万円が上限額）
再生可能エネルギー利用の促進と地球温暖化対策を推進し、低炭素社会に向けた環境にやさしいまちづくりを進めることを目的として、市民及び事業者が、地域の特性を生かしたエネルギー設備等を導入する費用の一部を補助する。
環境に優しい新エネルギーの普及促進と地域経済の振興に寄与するため、設置に係る補助金を交付するもの。太陽光発電システム設置 既存住宅に設置の場合上限30万円、新築上限90万円。ペレットストーブ購入 本体購入10/10、設置経費1/2、上限30万円。

地球温暖化対策と災害に強い街づくりに加え、市内での事業化促進に寄与すべくペレットストーブ購入費及び家庭用太陽光発電システム整備費に係る補助
地球温暖化防止に向けて、一般住宅用太陽光発電システムの普及率を向上させるため、太陽光発電システムの設置に対する支援を行う。

防犯灯、街路灯省エネ化

自治会が電気料金を負担している防犯灯について ETA の補助金を使い LED 化にリプレイスした (H28 年度)
防犯・街路灯の LED 化事業、使用エネルギーの削減と二酸化炭素排出削減
水銀灯や蛍光灯に比べ、少ない消費電力である LED 街路灯の設置を促進するため、設置費用を助成するもの

公共施設省エネ化

対象の公共施設の熱源、電気設備などの省エネルギー化設備、機器についての現在の技術動向の調査を行い、その結果を踏まえて施設ごとの機器・設備導入の検討を行った。
バルクリースにより地域の企業等を活用して複数の公共施設を一括して省 CO2 改修を行うことで、地域内で資金を循環させながら公共施設を一括改修するスキームを形成するもの。

その他

太陽光発電システムを設置した市民を会員として任意団体を設立し、二酸化炭素削減効果を取りまとめ、クレジット化・売却し、売却代金を市の環境基金に繰り入れ、地球環境保全及び温暖化対策に寄与する事業費に活用する。
町営による風力発電事業において風車 3 基の設置運営を取り組むとともに、町営牧場内敷地における民間風力発電事業者の誘致により、39 基の風車群は風量発電事業の先駆的な取組みとなっている。
省エネを推進する技術者として必要な知識や技術の習得とともに、市有施設での実地を行う。
雪を冷熱源として施設へ提供。真夏に雪を活用したイベント等実施。
民間会社が町内に所有する水力発電所を活用した地域新電力会社の設立を検討

アンケート調査票

貴自治体名

問 1 貴自治体における今後の温暖化対策の取組みについて

問 1-1) 本年 6 月に北海道が実施した「道内における地球温暖化対策の取組状況調査」では、道内自治体の施策実施状況は以下のとおりでした。(各施策に付した%は、道内 179 自治体に占める施策実施自治体の割合を表しています。)

貴自治体で、今後実施を予定・検討している施策または取り組む必要があると考えている施策についてお尋ねします。該当する番号を全て選択し○をご記入ください。

(内部検討段階の施策も含めて選択してください。該当する項目がない場合には、「その他」を選択し、括弧内に施策の概要をご記入ください。)

(選 択)	
1	公共施設、街路灯などへの再エネ、省エネ機器等の導入 (H22~H28) 92% (LED80%、発電 46%、熱利用 40%、省エネ機器 5%)
2	再エネ、省エネ機器等の導入補助 (H27~H28) 39% (家庭向け 38%、事業者向け 2%)
3	公共施設の断熱改修等 (H22~H28) 2%
4	住宅のエコリフォーム補助 (H27~H28) 6%
5	職員への啓発、自治体事務事業での取組み (H27~H28) 84% (クールビズ 82%、昼休み消灯等の節電 21%、ノー残業デイ実施 18%、ウォームビズ 12%)
6	家庭、事業所への啓発 (H27~H28) 18% (イベント・キャンペーン等実施 13%、環境教育 8%、啓発資材貸出 5%、植樹活動 3%)
7	運輸部門における取組み【自治体事務事業】(H27~H28) 20% (公用車等のエコ化 7%、ノーマイカーデイ等の実施 15%)
8	運輸部門における取組み【家庭、事業所対象】(H27~H28) 7% (コミュニティバス運行 2%、エコドライブ啓発 5%、公共交通等の利用啓発 1%)
9	調査、研究事業 (省エネ・再エネ等) (H27~H28) 12%
10	計画等の策定、改訂 (温暖化対策実行計画以外の計画を含む) (H27~H28) 7%
11	その他 ()

《道内における地球温暖化対策の取組状況調査の結果より北海道環境財団にて集計》

問1-2) 問1-1で選択した施策について、より効果的な施策の推進や実現のために必要と考えられる支援内容があれば、ご記入ください。

該当施策番号 (記入)	必要な支援内容	
	(選択：複数回答)	(記入)

※「該当施策番号」欄には、問1-1で選択した施策に付した数字をご記入ください。

※「必要な支援内容（選択）」欄には、以下の《選択項目》から該当するものを全て選択し、番号をご記入ください。「必要な支援内容（記入）」欄には、その具体的な内容をご記入ください。

《選択項目》

1 専門的な情報の提供	2 補助事業等の情報提供	3 他自治体担当者間での情報交流
4 専門家からの助言	5 外部予算獲得に係る助言	6 専門的な人材の育成
7 住民、事業者の理解・協力の獲得に向けた各種支援	8 事業の効果測定	
9 その他		

問1-3) 問1-1で選択した施策を推進する上で新たに策定、または改定を予定している計画、ビジョン等がありますか。

(選 択)
1 : 策定または改定を予定している 2 : 検討中 3 : 予定はない

↓
1を選択した方は、関連する計画、ビジョン、プラン等の名称をご記入ください。

(記 入)

問2 温暖化施策と連動した地域の課題への取組みについて

環境省では、参考資料のとおり、温暖化対策と併せて地域の課題解決にも取り組む『コベネフィットの追求』の重要性を提唱していますが、貴自治体において、温暖化対策として実施している事業であって、地域の課題解決にも寄与する目的から実施している、または、今後実施を予定若しくは検討中の施策はありますか。(例えば、木質バイオマスボイラーの利用拡大による、森林資源の利用促進、地域への経済効果の創出、自治体支出の軽減、エネルギー自給率の向上等)

(選 択)
1 : <u>すでに取り組んでいる</u> 2 : <u>今後、取り組む予定</u> 3 : 検討中 4 : 取り組む予定はない



1 または 2 を選択した方は、該当する事業について、以下をご記入ください。なお、複数の取組みがある場合は、代表的なもの1つをご記入いただくか、複数の取組みに関する資料を添付ください。

事業概要 (記入)	(事業名) (事業概要)
地域課題 (選択)	該当するものを全て選択し○をご記入ください 1 雇用の創出 2 地域への経済効果 (資金の域内循環創出) 3 自治体収入の増加 4 自治体支出の軽減 5 エネルギー自給率の向上 6 人口の増加 7 人材 (主体) の育成 8 コミュニティの創出・強化 9 地域の活性化 (まちづくりの推進) 10 防災力の強化 11 高齢者対策 12 その他

《参考資料》

平成 29 年 3 月に環境省より公表された「地方公共団体実行計画 (区域施策編) 策定・実施マニュアル」では、社会経済情勢や技術動向も踏まえて地域の目指す将来像の中に地球温暖化対策を位置づけ、温室効果ガスの排出抑制等と併せて地域が追求できる経済・社会的な便益の観点を含めて検討していく、『コベネフィットの追求』の重要性が提唱されています。

問3 地域住民、事業者等との連携・協働について

問3-1) 環境省では、参考資料のとおり、温暖化対策の推進にあたって、地域住民、事業者等の参画・協働の重要性を提唱していますが、貴自治体では地域住民等が参画する仕組みを導入していますか？

(選 択)
1 : <u>仕組みがある</u> 2 : <u>今後、導入する予定</u> 3 : 検討中 4 : 導入する予定はない



1 または 2 を選択した方は、以下より該当するものを全て選択し○をご記入ください。(該当する項目がない場合には、「その他」を選択し、括弧内に参画の仕組みをご記入ください。)

(選 択)
1 市民や事業者に対する、広報・情報提供の機会の仕組み
2 市民や事業者と対話する機会の仕組み
3 市民や事業者が参画する推進委員会等の設置
4 市民や事業者と協働事業の実施
5 政策立案から評価、改善にいたるまで、市民や事業者が参加する仕組み
6 その他 ()

《参考資料》

平成 29 年 3 月に環境省より公表された「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」では、地球温暖化対策は、環境部局のみならず、関係部局を含む全庁的取組みとし、庁外のステークホルダー（住民、事業者、金融機関、民間団体、他の自治体等）の参画・協働が不可欠であり、各施策の立案・実施から評価・改善に至るまで、あらゆるフェーズで戦略的に連携することの重要性が提唱されています。

問3-2) 貴自治体では具体的な温暖化対策の実施にあたって、近隣の自治体と連携した取組みを行っていますか。

(例えば、広報の協働実施、啓発資材の協働製作など)

(選 択)
1 : <u>すでに取り組んでいる</u> 2 : <u>今後、取り組む予定</u> 3 : 検討中 4 : 取り組む予定はない



1 または 2 を選択した方は、連携する施策の概要をご記入ください。

(記 入)

問4 温暖化に対する適応策の取組みについて

地球温暖化対策は、参考資料のとおり、温室効果ガスの排出の抑制等だけではなく、すでに現れている影響（異常気象の増加、農作物の品質低下等）に対しての「適応策」（地域防災力の強化、耐性品種の採用促進等）に取組むことが求められています。

貴自治体では「適応策」について取組んでいますか？

(選 択)			
1 : <u>すでに取り組んでいる</u>	2 : <u>今後、取り組む予定</u>	3 : 検討中	4 : 取り組む予定はない



1 または 2 を選択した方は、以下より該当する取組みを全て選択し○で囲んでください。（該当する項目がない場合には、「その他」を選択し、括弧内に取組み内容をご記入ください。）

(選 択)	
1	自治体内部での勉強会等の実施
2	紙媒体、WEB 等による情報発信
3	住民向けの講演会等の行事の開催
4	災害ハザードマップの整備
5	適応策の視点を踏まえた関連計画の策定、改訂（地域防災計画、総合治水対策等）
6	関係主体に対する技術指導等の実施
7	治水、利水施設等の整備（築堤、遊水地設置、災害時における用地の水没防止対策等）
8	異常気象等の増加を想定した建物等の改修
9	調査研究、技術開発等の実施
10	その他（)

《参考資料》

○日本において適応に取り組むべく、「気候変動の影響への適応計画」が 2017 年 11 月に閣議決定されました。

そこでは、影響が既に生じているまたはその恐れがある主要な 7つの分野

し

（「農業、森林・林業、水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」）が明示され、温室効果ガスの排出の抑制等だけではなく、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して各分野において各地域での適応策の実行が求められています。

○本計画に基づき「気候変動適応情報プラットフォーム (www.env.go.jp/earth/tekiou.html)」の公開、「地域適応コンソーシアム事業 (www.env.go.jp/press/104323.html)」等の施策が行われています。

※IPCC 第 5 次評価報告書において、適応は「現実の又は予想される気候及びその影響に対する調整の過程。人間システムにおいて、適応は危害を和らげ又は回避し、もしくは有益な機会を活かそうとする。一部の自然システムにおいては、人間の介入は予想される気候やその影響に対する調整を促進する可能性がある。」とされています。

問5 地球温暖化防止活動推進員制度等について

北海道が運用する「地球温暖化防止活動推進員制度（以下、推進員）」、または国が運用する「地球温暖化防止コミュニケーター制度（以下、コミュニケーター）」を活用したことがありますか？
 推進員、コミュニケーターそれぞれについて、該当する欄を1つ選択し○をご記入ください。

※詳しくは、同封のチラシを参照ください。

	推進員	コミュニケーター
1 活用したことがある (平成28年度、平成29年度を対象)		
2 制度を知っていたが利用したことはない		
3 制度を知らなかった		

↓
 太枠内に○を記入した方は、制度を活用されなかった理由をご記入ください。

(記入)

問6 情報交流の仕組みについて

温暖化対策を推進するにあたっては、北海道環境財団、北海道、各自治体が情報を共有し、連携して取り組むことが必要と考えており、現在、北海道環境財団では、担当者レベルでの情報交流の仕組み（メーリングリスト等）の構築を検討しています。今後、そうした仕組みが構築された場合、参加を希望されますか。

(選 択)
1 : <u>参加を希望する</u> 2 : 関心はあるが内容により判断したい 3 : 関心はない

↓
 1を選択した方は、登録を想定しているメールアドレスをご記入ください。

(記入)

※現在は検討段階であり、メーリングリスト等を作成した場合に改めて参加希望を確認いたします。

◆ご回答いただいた担当者様のお名前、ご所属、E-mail アドレスをご記入ください。

お名前： _____ ご所属： _____

E-mail アドレス： _____ ※上記メールアドレスと同様の場合は記入不要

アンケートは以上になります。ご回答いただきありがとうございました。

地球温暖化対策に資する市町村アンケート調査とりまとめ結果

平成 30 年 2 月

北海道地球温暖化防止活動推進センター（公益財団法人 北海道環境財団）

〒060-0004

札幌市中央区北 4 条西 4 丁目 1 番地 伊藤・加藤ビル 4 階

TEL : 011-218-7811 FAX : 011-218-7812

ホームページ <http://www.heco-spc.or.jp>
